

1 議事日程（5日目）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月27日

午前10時開議

於議事室

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第5 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド	議員	3番	今泉義文	議員
4番	森田正嗣	議員	5番	宮原伸一	議員
6番	入江寿	議員	7番	木村彰人	議員
8番	徳永洋介	議員	9番	船越隆之	議員
10番	堺剛	議員	11番	笠利毅	議員
12番	原田久美子	議員	13番	神武綾	議員
14番	陶山良尚	議員	15番	小嶋真由美	議員
16番	長谷川公成	議員	17番	橋本健	議員
18番	門田直樹	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

2番 馬場礼子 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	樋田京子	総務部長	山浦剛志
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	中島康秀
健康福祉部長	川谷豊	健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武佐江
都市整備部長	高原清	都市整備部理事 兼総務部理事	山崎謙悟
観光経済部長	友添浩一	観光経済部理事	東谷正文
教育部理事	堀浩二		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村幸代志	議事課長	花田敏浩
書記	岡本和大	書記	井手梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第35号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、令和4年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正されるものであります。

主な内容については、登記事項に関し、DV被害者等の申し出を行った登記名義人の住所に代わる事項が追加され、固定資産課税台帳の閲覧や証明書交付について住所に代わる事項を表示しなければならなくなることや、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直し、その他法律の改正による規定の整備などに伴う改正であるとのこと。

なお、この改正の施行日は一律ではなく、条項によって公布日、令和5年1月1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日と施行日は異なるとの説明を受けました。

委員からは、当条例第18条の4の交付手数料で、当該証明書に住所に代わる事項としてどんなものが想定されるかとの質疑がなされ、執行部から、国で想定されているものは、本人の親族の住所であったり、DV被害の支援団体等の住所が想定されているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第35号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第2、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番(陶山良尚議員) 予算特別委員会に審査付託されました議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしては、3款1項1目社会福祉総務費3億7,342万7,000円の増額補正について。これは、令和3年度から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として制度が見直されたため、それに關わる必要経費を今回補正計上するものである。制度の見直しの主な対象者は、令和4年度に住民税非課税等になった世帯である。ただし、この事業の給付を既に受けた世帯は対象にならない。給付額については、世帯当たり10万円となっており、申請期限は令和4年9月末である。なお、関連する補正として、歳入15款2項2目社会福祉費補助金1億2,061万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、給付金の対象となるかどうかを庁舎に直接聞きに来られる方もいると思うが、相

談窓口があるのか、それともコールセンターのみで受け付けるのか。また、相談窓口の周知方法についての考え方はどの質疑があり、執行部から、生活支援課でも話は聞くが、基本的にコールセンターのほうで受付をさせていただきたいと思っている。周知については、広報「だざいふ」8月号で改めてご案内をさせていただく予定であるとの回答がありました。

次に委員から、相談に来られる方は基本的に生活に困っているという前提があり、相談内容によっては様々な支援を案内できる可能性もある。そういうことも含めて、庁舎での窓口相談も考えていくべきではないのかとの質疑があり、執行部から、生活にお困りの方の窓口は、現在も生活支援課にある。給付金以外の生活の困り事については、自立相談、家計相談、就労準備相談等を承っているので、そちらの窓口とも併せて行っていきたいと思っているとの回答がありました。

次に委員から、前年度は収入があったが現年度はない方に対して、どういう形で支援をするのかとの質疑があり、執行部から、課税世帯であっても、現に収入等が大幅に下がった、いわゆる家計急変世帯に対しての給付も行っているとの回答がありました。

次に、10款3項1目学校管理費1,200万円の増額補正及び債務負担行為補正における中学校給食関係費の追加9億円について。これは、食缶によるデリバリー方式での中学校完全給食実施のために、配膳室の整備事業費を計上するものである。なお、関連する補正として、歳入19款1項1目公共施設整備基金繰入金1,200万円を計上している。また、これらの予算額全額を繰り越すことから、繰越明許費補正として1,200万円が計上されているとの説明を受けました。

次に、債務負担行為補正について、令和4年度から令和10年度までの期間において限度額9億円で設定している。9億円の内訳は、中学校の配膳室改良工事費8,470万円、消耗品購入費2,375万円、備品購入費1,155万円、調理配送業務委託料7億8,000万円である。本補正予算を認めていただいた後には、早速、調理配送業務の委託業者選定手続と中学校完全給食実施に必要な不可欠な物品の購入手続を進めたいと考えているとの説明を受けました。

委員から、食缶によるデリバリー方式での初期整備費について、1校当たりの金額は把握されているのかとの質疑があり、執行部から、様々な自治体の情報を参考に、人数に応じてどのくらいの費用を要する施設が必要かを算出する費用関数に基づいて事業費を算出しているため、1校ずつ設計したり、図面を描いたりしているわけではない。今回の補正予算の1,200万円というのは、実際に図面に展開し、設計していくための経費である。よって、その中で各校の施設の状況が決まってくるものであるとの回答がありました。

次に委員から、那珂川市が食缶によるデリバリー方式を採用されている。「広報なかがわ」6月号に中学校給食の特集記事が載っていたのを見て、非常にすばらしいと思った。先進地である那珂川市の参考になるようなところ、那珂川市とのやり取りの中で見えてきたものがあるのかとの質疑があり、執行部から、実際に視察に行き、試食もしたのだが、施設を造らなくていいことで、中学校給食を非常に早く実施できることにつながるのではないかと感じた。民間の

調理場から給食が学校に運ばれて、配膳室に配置され、それを子どもたちが取りに来る。そして、食缶から全ての子どもたちに配膳するやり方だった。非常にスムーズで、コストパフォーマンスも非常によく、実際に那珂川市が献立をきちんと立てている。また、市が責任を持って食材を調達しているので、実際、味も含めてとてもよかった。強いて言うならば、調理中の匂いがしないというのは確かにあると思うが、全く遜色はないというふう感じたとの回答がありました。

次に委員から、7年間の期間で債務負担行為補正が計上されているが、不具合やトラブルがあったときなど、給食の実施方式の見直しは都度するつもりなのかとの質疑があり、執行部から、今の中学2年生が中学校を卒業するまでに中学校給食を実施したいと思う一方で、長い目で見れば、よりよい方法があるのではないかとということもごもつともである。だからこそ市としては、社会情勢なども見極めながら、よりよい方式に向けた不断の追求を重ねていくつもりである。むしろ、これからさらに市民や議会の意見をいただきながら、議論を進めていきたいというのが本意であるとの回答がありました。

次に委員から、民間事業者との契約期間についての質疑があり、執行部から、給食は基本的に長期契約になる。最少契約期間が5年なのか10年なのかも業者によって変わってくるため、期間は断言できないが、今回、債務負担行為補正に計上した5年間分を想定している。なお、令和4年度から令和10年度で計上しているが、令和4年度は契約するために必要な年数である。令和5年度の途中から令和10年度の途中、つまり足かけは5年であり、5年間を契約期間と想定しているとの回答がありました。

次に委員から、業者選定時にリスク分散を考慮しなければならないと思うが、4中学校を1社に任せるつもりなのか、あるいは2校ずつ2社に任せるつもりなのか、検討状況についての質疑があり、執行部から、複数社に分けるか、1社にお願いをしたほうがいいのか、内部で検討した。それぞれにメリット、デメリットはあるが、1社だと大手の業者になると思うので、管理面がしっかりしていて、食中毒やアレルギー対応が一元化してできるというところ、また、教育委員会等々と緊密な連携を図る上でも、本当は1社に絞ったほうがいいのかという気持ちもある。今後、プロポーザル等をやる中で、どういう条件でどういう業者がどういうことをしてくれるかということを決めていくことになると思うが、基本的には同一のところであればありがたいと思っているとの回答がありました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、木村委員、森田委員、馬場委員、タコスキッド委員の連名で修正案が提出されましたので、修正案についての説明を受けました。

修正の内容は、中学校完全給食に関する費用についてのみを全額減額及び削除するものである。具体的には、歳出の10款3項1目学校管理費1,200万円を全額減額、歳入の19款1項1目公共施設整備基金繰入金1,200万円を全額減額、繰越明許費の中学校給食配膳室整備事業

1,200万円を削除、債務負担行為補正の中学校給食関係費9億円を削除するものである。

提出した理由について、中学校完全給食の実施は、本市の長年にわたる懸案事項であり、その実現に向けての取り組みについては大いに賛同するが、現時点では執行部による実施方針がようやくまとまった段階であり、議会による十分な審議を経ないこの方針だけを頼りに事業実施に踏み切ること、市政運営上の危うさを感じている。本委員会での質疑においても、疑問点、不安な部分を解消することはできずに、疑問と不安はさらに深まった。

危惧される具体的な箇所は、1点目、給食方式の選定において、早期実施、費用対効果といった基本方針が、執行部の実施方針の中では、残念なことに早く、安くになってしまっていること。安易に早期提供に走るのではなく、よりよい給食を提供し続けることを優先すべきであり、方針を検討する現段階はじっくりと時間をかけるべきと考える。スピードアップを図るのは、実施方針に基づき策定した実施計画を実行する部分であるべきである。

2点目、給食方式の検討過程においても、もっと多角的な検討が必要なこと。経費の算定において国庫補助を加味した検討がほとんどなされておらず、おのずと初期整備費が安いデリバリー方式の優位さが際立つ結果となっている。また、本市の学校施設の状況を考慮することで、自校方式、親子方式等の優位性が出てくることも十分考えられる。

3点目、仮に食缶によるデリバリー方式だとしても、委託先業者の状況が不明であること。1日2,000食以上の調理ができる学校給食法に適合した業者が、競争の原理が働く複数社しかりと存在するのか不明な状況である。さらに、単独業者との随意契約を結ばざるを得ない場合は、不利な条件での契約を将来的に強いられる懸念もある。

これらは危惧されることの一部であり、より一層の慎重な議論が必要であると考え。何より、学校関係者及び保護者、生徒を含む市民への説明もなく、各関係者への丁寧な情報発信と合意形成の努力が必要である。よって、中学校完全給食をよりよいものにする熟議の時間を確保するため、補正予算原案から中学校完全給食の実施に関する費用を全額減額及び削除するものであるとのことでした。

委員から、本日の説明の中で説明不足だと感じる具体的な箇所はどの質疑があり、まず、予算に上がる前の段階で承服できないので、内容については論外だと思っているとの回答がありました。

そのほか修正案に対する質疑を終え、討論では、私は中学校完全給食を幾度となく要望してきた。貧困対策の面からも、義務教育期間中は生徒たちが同じ物を食べるということが望ましい、食育の指導をしてほしいと言い続けてきた。今回市は、実施方針を策定された。実施方針の内容については、特に危機管理体制を含み検討しなければならないところもあるが、今回のこの補正予算を可決しないと先には進まないということをきちんと説明された。私もそのとおりだと思う。修正案に賛成し、中学校完全給食をゼロベースにすることは、給食を実現しないことにつながると思う。小学校から継続して計画的な食育を推進していただきたいと思っているとの反対討論がありました。

一方で、中学校完全給食の早期実現には賛成する。しかし、今の段階で原案に賛成するには、あまりにも材料が少ない。予算を編成される前に、議会への事前の報告や話合いの場がなかったのかと考えると、立ち止まったほうがいいと思うとの賛成討論がありました。

その他、修正案に対する討論を終え、修正案に対する採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、原案に対する討論では、修正案を提出した以上、あくまで中学校完全給食に関する部分については全額減額及び削除すべきであるという考えは変わらないが、それをもって今回の補正予算を全て否定することはできない。極めて審議不足な案件を予算計上することは、予算の内容以前の問題であり、厳に慎むべきであることを申し添えとの賛成討論がありました。

討論を終え、原案に対する採決の結果、議案第36号については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど陶山委員長からご説明がありましたとおり、私も給食の選定方式に関して、いささかまだ審議不足というところがあると感じておりますので、給食に関しましては思うところがありますけれども、引き続き継続的な調査研究を行っていくことを実施方針に盛り込んでおくことを明言されておりますので、それをもちまして、しっかりとやっていただきたいところで、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場で討論いたします。

賛否の態度は賛成といたしますが、今後の市政運営において一度検討していただきたい2点について申し述べさせていただきます。

1点目は、中学校給食実施に向けての関連予算についてです。

デリバリー式の食缶方式で進める方針にのっとり提案された4中学校の配膳室整備費1,200万円、7年間にわたる債務負担行為9億円は、あまりにも唐突だと印象は拭えません。

10年近く、思春期、成長期の子どもたちが全員一緒に食べられるお昼御飯の保障を求め、

小・中学生を持つ保護者が中心となって、2015年には4,865筆、2021年には6,238筆の署名が集められました。やっと始まると喜ばれていることに間違いはありません。

中学校給食をさらに豊かにしていくために、並行して検討できることがあります。学校の老朽化対策、地産地消を進める農業振興、そして子育て世代の経済的支援、市内の雇用創出の可能性などです。

中学2年生の子どもたちが卒業するまでに給食開始を実現させたいとの市長の思いは十分に理解しておりますが、ここからがスタート。まさに未来志向の観点から、子どもたち、保護者、市民の声をしっかりと聞き入れ、太宰府市の未来のまちづくりを視野に入れた学校給食の推進を、学校教育課のみならず、産業振興課、管財課、経営企画課など複数の課にわたって進めていくことを求めます。

あわせて、活発な議論がされた中学校給食改善検討委員会での議事録の早急な公開を再度求めます。

2点目は、住民税非課税世帯等臨時交付金事業に関する職員の時間外手当についてです。

質疑の中で、正規職員2人、5か月間の1,000時間を見込んで積算されていると回答がありました。これは、1人当たり月100時間換算になります。

現在の労働行政では、月80時間が過労死ラインとされており、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」においては、1週間当たり40時間を超える労働時間が、月100時間または2か月から6か月間で平均80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされています。

24時間365日働き続けることはできません。職員さんの業務が増えていることは間違いなく、事業計画に無理がないか、労働環境、システムの構築、労務管理のチェック体制を早急に整えることが必要です。

今年度当初予算でも申し上げましたが、健康で元気に職務に当たることが、市民の命と暮らし、福祉を守ることにつながるという立場に立って、この事業の人員配置については、当業務に当たる正職員の増員、求職者へのワークシェアリングなど、いま一度検討すべきです。

市民が待ち望んでいた中学校給食の実施開始、経済的に厳しい世帯への支援となる住民税非課税世帯等臨時交付金に対する給付が盛り込まれていることから、以上2点を指摘し、賛成討論いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算に計上された中学校完全給食に関する費用は1,200万円です。約3億9,700万円の補正予算に占める割合は僅かに3%であり、これをもって予算全体に反対するものではありません。

しかしながら、この1,200万円の予算化が、10年間で約17億円、20年間では約30億円を超え



る大事業の入り口になることを、我々は覚悟をしなければなりません。

この巨額の予算を目の前にして思い出すのが、約35億円の費用を要した総合体育館建設での一連の流れです。我々としても大賛成である中学校完全給食ですが、その事業の進め方には大きな問題があると考えています。今回の実行を重視するあまりに必要なステップを踏まないやり方は、まさにあのときの進め方にほかならないと考えます。

この繰り返しを、行政のプロである執行部幹部の皆さんでも改善できず、二元代表制の一翼を担う議会でも止められないのであれば、せめて議員の職責として、以下の2項目だけは楠田市長に要求しなければなりません。

1点目、給食に関する次の予算を上程するまでに、実施計画を策定の上、議会に説明すること。ちなみに実施計画とは、実施方針のようなアバウトなものではなく、事業を具体的、計画的に実行するための必須な計画のことです。

2点目、学校関係者、保護者、生徒と共に、一般市民を対象とする意見交換会を開催すること。巨額の経費を伴う給食事業を行うのですから、市民全体の大事業として、給食に直接関係しない一般市民の視点も必要であると考えからです。

以上2項目の確実な実行を要求して、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

2点。

まず、中学校完全給食実施のための予算について。

全庁を挙げて子ども、保護者、市民の声を取り入れつつ、よりよい給食の実現をよりよいまちづくりにつなげてほしい。さきに神武議員が述べられたことですが、私も同じ見解です。また、給食を待ち望んでいた多くの市民と同じ気持ちで、私は今回の市の判断を歓迎しています。

ただ、その際、避けて通ることのできない課題に言及を加えておきたいと思っています。

今まで中学校給食を待ち続けなければならないとされてきた大きな理由が財政の問題で、財源の安定を示すことは、市民の期待に応え、信頼を得る必須条件です。予算審査の過程で財源として言及されたのは、ふるさと納税からの基金の創設の検討、市税の増加見込み、今年度集中して取り組んでいるという行財政改革の効果の3つです。このうち行政が自らの努力によって確実に安定的な財源とできるのは、3番目の行財政改革の効果のみと言うしかありません。覚悟して成果を出していただきたい。

2点目。次に、非課税世帯等臨時給付金に係る職員の時間外手当について。

この予算そのものは必要と考えていますが、その裏づけとなっている現在の計算、計画のまま職員が過重労働が帰結したとなると、行政運営上の取り返しのつかない失態、責任問題と

言わざるを得ません。

先ほど神武議員がチェック体制の構築の必要を指摘されましたが、そこには人員配置、事業計画の再検討も含意されている、いや、必須であると念を押しておきたい。間違っても働き過ぎ、働かせ過ぎの職員が出ないようにしていただきたい。

以上付言した上で、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第3、請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書について、その審査内容と結果を報告いたします。

請願に対して提出議員から補足説明があり、質疑を終え、委員からは、議会を構成する一議員として太宰府市総合計画の策定を市長に要望してきたが、いまだに実現できていないことを市民から言わせてしまったことは、反省すべき点である。ただ、過去の総合計画を見ると、粛々とやってこられたことは理解するが、総合計画は形骸化する傾向がある。そこで、その仕組みや、市民との協働の中でどのように作り上げていくのかが一番大事なポイントになってくると思うので、仕組みをしっかりと整えた上での総合計画の策定を行っていただきたい。総合計画がないことで、都市計画の大きな課題が見えないために、他の計画がつかれないことが不利益になっているのではないかと思うので、そのことを勘案しながら、社会情勢と物価高、新型コロナウイルス感染症などにも柔軟に対応でき得る仕組みをしっかりとつくっていただきたいなどの賛成討論がありました。

採決の結果、請願第2号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度から令和6年度までの5か年で具体的な施策を求めた太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定されていますけれども、個人的には、もっと長期的に考えて、腰を据えて太宰府市の体力をつける、農業、地場産業、個人事業主などをしっかりとフォローして、目先の早い、安いで外部委託をするような形ではなくて、しっかりと町を育てるといふようなことをやっていただければと思っておりますので、賛成の立場での討論とします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」について、賛成の立場で討論します。

第六次総合計画の策定をめぐることは、市長、執行部との間で長いやり取りの経緯があります。令和元年9月議会の一般質問において第六次総合計画の策定について伺ったところ、楠田市長は、令和元年は実践と構想の1年にする、将来構想をしっかりと練り上げながら、できるだけ早く第六次総合計画の策定プランを示すと力強く述べられましたが、翌年の令和2年3月末に第五次総合計画が期限を迎え、最上位計画である総合計画のない市政運営が始まります。

続く令和3年3月議会では、議員の質問に答えて、第五次総合計画の10年間を総括した上で、つくるべきか、つくらざるべきなのかじっくりと議論すると、楠田市長の発言はかなり後退してしまいます。

いよいよ楠田市政2期目のスタートとなる令和4年3月議会では、第五次総合計画について庁内で委員会を立ち上げ総括を行っているところであり、現時点で第六次総合計画を策定する、しないの判断をしているわけではないとの執行部は回答をし、さらに令和2年度末で総合計画が一旦切れているので、市民意識調査の設問を総合戦略に合わせて実施しているとの発言もあり、市政の最上位計画である総合計画がない状況がすっかり常態化してしまいました。

このような状況を不安に思う市民による、自治基本条例に基づいた市政運営の正常化を願うありがたい請願です。

自治基本条例第18条には、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち、基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならないとあります。まさに、市民による、市民のための第六次総合計画の策定を、市民を中心に市長、議会が力を合わせて目指すべきではないでしょうか。

以上を述べまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 請願第2号については、反対の立場で討論を行います。

賛否を判断するに当たっては、請願書自体の説得力をどう考えるかという点と、総合計画そのものをどう考えるかという両方を考慮しました。この請願は、主題としては特別委員会設置レベルものだと思いますので、少し長くなりますが、両方に言及します。

まず、請願内容そのものについて。

請願趣旨は、計画的な市政運営を行うに当たって最上位の計画であるとされる総合計画の不存在は、自治基本条例に違反している。したがって、策定を求めるといふものです。

しかし、自治基本条例の該当箇所は、どのように読んでも、総合計画を定める場合にはという条件節を置いた上で市民参加と議会の議決を定めるもので、条例が要請しているものは、総合計画の策定ではなく、市民参画の徹底であるとしか考えられません。条件節ではなく、主節が重視されるべきだということです。

請願者の指摘するとおり、条例制定時には総合計画の法的な策定義務は既に存在していません。そうである以上、たとえ条例制定時に総合計画の存在が暗黙の前提であったとしても、総合計画の不存在を条例違反とするには、策定を要請する明示的な条例規定が必要だと考えます。

請願の中心的な論旨そのものが総合計画の不存在の法令上の適否を問題としているだけに、請願を採択することは、請願が前提とする条例解釈をよしとすることにほかなりません。しかし、その解釈に無理があると考えざるを得ない上、請願は採択されるべきではないと考えます。

なお、請願理由の過半は総合戦略への言及となっています。請願者の指摘するとおり、総合計画と総合戦略は別物です。したがって、この総合戦略への言及が総合計画策定を求める請願の中で意味を持つためには、例えば総合戦略の存在が総合計画の妨げになっているといった両者の関係の明示的な指摘が不可欠です。しかし、そこまでの言及はなく、結果として、請願理由の過半を占める部分が請願の中で意味をなしていないと言わざるを得ません。別の言い方をすれば、この言及がむしろ請願理由を曖昧にしています。

ということは、総合戦略との関係から総合計画の策定をすべきか否かを判断するのは、請願とは別の案件としたほうがよいということで、この部分を考慮して請願内容の当否を判断すべ

きではないと考えています。

次に、総合計画そのものを策定すべきか否かを、請願の論旨からは独立して考えました。

請願の審査としてはそのような態度が妥当なのかどうか、調べてみましたが、私には適当な指針は見つけれませんでした。ただし、付託された委員会が専門的な審査を行うという想定は、広く共有されているとは言えると思います。

先ほど陶山総務文教委員会委員長から報告がありましたが、そこから判断すると、総合計画の必要性そのものが委員会での判断の主たる論点であったと思われます。そこで、私もこの点を考慮します。

私自身、3年半前、2018年12月の一般質問でこの主題での質問を予定して準備していたのですが、親族の不幸のため議会を欠席し、質問を取り下げたという経験をしています。

以下、仮に総合計画の計画期間を10年と仮定しておきますが、実施せずに終わった一般質問で、私としては「歴史とみどり豊かな文化のまち」といった無時間的な将来像をベースにした総合計画は捨て、10年後の市民の暮らしに焦点を当て、総合計画を抜本的につくり変えたほうがいいと言うつもりでした。

総合計画が実効性を持ったものとなるためには、市民のコンセンサスに基づく明確な10年後の町の将来像、もしくは達成目標、それを実現するための体系化された施策群、他の各種計画との総合性を常に保っていけるだけの柔軟性、柔軟ではあっても、恣意的な施策を行う余地を与えない厳格な行政規律、変化の加速する社会情勢にも対応できる先進性、これぐらいは必要と考えます。そして、これだけの条件が太宰府市にそろっていたならば、今回の請願が出てくることはなかったでしょう。

私の考えを言います。

総合計画の策定に、今限られた人的資源や予算を注ぎ込むよりは、実現を迫られている個々の計画、例えば地域福祉計画や環境基本計画、人権尊重のまちづくりなど、この3つで地域と世界と人と言いたいわけですが、公共施設の再編も入れておくべきかとは思っています。これらを着実に、確実に推進するほうが、むしろ町の将来像を描くため、さきに挙げたような条件を満たすためには大切な経験をもたらすだろうと、そう考えます。

現在の太宰府市を見ると、何となく総合計画はつくりださずそのままになっている状況であるとは言えます。歴史のあるものなので、それは望ましいこととは思っていません。その上でなお、私自身は、今、総合計画の策定を急ぐことについては懐疑的です。

以上述べたことから、請願者の意図を私なりに酌み取り、私なりの良心あるいは公共心といったものをもって判断すれば、この請願の採択については反対と結論します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 委員会では討論できませんでしたので、この場で討論をさせていただ

きます。

請願第2号について、賛成の立場から討論いたしますが、太宰府市自治基本条例についての私の考えと請願内容の解釈の仕方が少し違うところがありますので、その点述べさせていただきます。

請願内容や請願者からいただいた資料を見ると、総合計画の未策定自体が太宰府市自治基本条例に違反した状態であるとの趣旨の記載がございました。これは、何ををもって違反した状態と言えるのか、理解できません。

ここでは、太宰府市自治基本条例第18条に基づき、条例違反した状態と言われておりますが、そもそも自治基本条例には最高規範性もなければ、あくまでも理念条例であり、この条例によって行政や議会、そして市民を縛るような性質はないわけでございます。また、どの機関が条例に違反した状態であると明確に判断しているのか、それも疑問でございます。

解釈の仕方はいろいろあるにせよ、私の考えとしては、請願者の言われていることは少し乱暴な解釈ではないかというふうに考えております。その点は指摘をさせていただきます。

また、総合計画の基本部分である基本構想については、平成23年の地方自治法の一部改正によりこの策定義務はなくなり、総合計画の策定は各市町村の独自の判断に委ねられています。このことを受け、神奈川県藤沢市は総合計画を策定せず、それに代わる新たな指針を策定されております。

現在全国では、僅かですが、従来とは異なる構成の総合計画や、抜本的に異なる方針や計画により行政運営を行う自治体もあり、今後多様化していくのではないかとの見解も示されておるところでございます。

総合計画を策定することがゴールではなく、その計画が魂の入ったものであり、市民、行政、議会が一体となって同じ方向を向いてまちづくりに取り組める計画であれば、私は総合計画行にこだわる必要はないと考えております。

現在行政において、第五次総合計画の検証、見直しを行っている状況とのことですが、既に計画期間が満了を迎えて2年が経過しています。今後も本市の未来を描いていく上でも、長期的な視点に立った計画が必要であり、早期に判断をしていただくことは請願者と同じ方向性だと考えておりますので、請願第2号については賛成をいたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成14名、反対2名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して提出議員から補足説明があり、委員から、今回の提出の具体的な根拠は。過去3回、同じ題名の意見書を提出されているが、慣例的なものなのか。会計年度任用職員制度について、どういう意味合いで載せられているのかとの質疑があり、委員から、挙げている4項目はどこの地方自治体にも共通している問題だと思うが、この要望は地方としては大事なことである。骨太方針が出ているけれども、不十分な部分もあるから、1回で終わるのではなく、各地方議会から国に要求すべきものだと思うとの回答がありました。

質疑を終え、委員からは、令和4年6月7日に閣議決定された骨太方針2022の中に、本意見書の項目を全部網羅した内容が打ち出されているため、今定例会で上程する根拠に理解できないところがある。調べたところ、筑紫地区の中において同様の意見書は出されていない。また、同じ題名の意見書を過去3回とも9月定例会、すなわち決算を終えて出されてきた経緯がある。9月定例会で上程されるなら少し理解できるが、今定例会で提出される根拠は薄いのではないと思う。あわせて、会計年度任用職員については、監査報告書でも指摘があったので一定の理解をしている。ただし、本来これは主体者である市のほうが国にしっかり訴えていただくものであり、議会として上げるのはいかなものかと思うとの反対討論がありました。

採決の結果、意見書第2号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対5名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査申し出について

○議長(門田直樹議員) 日程第5、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和4年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和4年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~


上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年8月18日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 木 村 彰 人

会議録署名議員 徳 永 洋 介